

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (NTT Comひかり電話サービス)

【現改比較表】 2021年6月24日現在

～2021年6月30日	2021年7月1日～
<p>第1条～第25条(略)</p> <p>(料金及び工事に関する費用)</p> <p>第26条 当社が提供する NTT Com ひかり電話サービスの料金は、利用料金、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金) に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供する NTT Com ひかり電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事費) に定めるところによります。</p> <p>(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する NTT Com ひかり電話サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料 <u>及びユニバーサルサービス料</u>を合算したものとします。</p> <p>第27条～別記(略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～2の2(略)</p>	<p>第1条～第25条(略)</p> <p>(料金及び工事に関する費用)</p> <p>第26条 当社が提供する NTT Com ひかり電話サービスの料金は、利用料金、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金) に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供する NTT Com ひかり電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事費) に定めるところによります。</p> <p>(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する NTT Com ひかり電話サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、<u>ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料</u>を合算したものとします。</p> <p>第27条～別記(略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～2の2(略)</p>

3 2の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第 27 条(利用料金の支払義務) 第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

4～1 2(略)

第 1 表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第 1 利用料金

1 適用

(1)～(2) (略)	(略)								
(3)ユニバーサルサービス料の適用	2-3に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けている NTT Com ひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号 1 番号ごとに適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT Com ひかり電話サービス</td> <td>契約者回線番号</td> </tr> <tr> <td>番号追加機能(マイナンバー)</td> <td>追加番号</td> </tr> <tr> <td>着信課金機能</td> <td>着信課金番号</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電気通信番号	NTT Com ひかり電話サービス	契約者回線番号	番号追加機能(マイナンバー)	追加番号	着信課金機能	着信課金番号
区 分	電気通信番号								
NTT Com ひかり電話サービス	契約者回線番号								
番号追加機能(マイナンバー)	追加番号								
着信課金機能	着信課金番号								

3 2の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第27条(利用料金の支払義務) 第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

[3の2 2の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第1表\(料金\(附带サービスの料金を除きます。\)\) 第1 \(利用料金\) 2\(料金額\) の2-3\(ユニバーサルサービス料\) 及び2-4\(電話リレーサービス料\)に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。](#)

4～1 2(略)

第 1 表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第 1 利用料金

1 適用

(1)～(2) (略)	(略)								
(3)ユニバーサルサービス料の適用	2-3に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けている NTT Com ひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号 1 番号ごとに適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT Com ひかり電話サービス</td> <td>契約者回線番号</td> </tr> <tr> <td>番号追加機能(マイナンバー)</td> <td>追加番号</td> </tr> <tr> <td>着信課金機能</td> <td>着信課金番号</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電気通信番号	NTT Com ひかり電話サービス	契約者回線番号	番号追加機能(マイナンバー)	追加番号	着信課金機能	着信課金番号
区 分	電気通信番号								
NTT Com ひかり電話サービス	契約者回線番号								
番号追加機能(マイナンバー)	追加番号								
着信課金機能	着信課金番号								

(4) 電話リレーサービス料の適用 2-4に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けている NTT Com ひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号 1 番号ごとに適用します。

<u>区 分</u>	<u>電気通信番号</u>
<u>NTT Com ひかり電話サービス</u>	<u>契約者回線番号</u>
<u>番号追加機能(マイナンバー)</u>	<u>追加番号</u>
<u>着信課金機能</u>	<u>着信課金番号</u>

(5) NTT Com ひかり電話サービス(コース 2 に係るものに限ります。)の付加サービスに関する取扱い (略)

(6) 利用料金の適用除外 当社は、NTT Com ひかり電話契約(メニュー 1 に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)の解除があった場合(当社が別に定める場合に限ります。)、その NTT Com ひかり電話契約の利用料金(基本額、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び付加機能使用料に限ります。)を適用しません。

(注) 当社が別に定める場合は、その NTT Com ひかり電話契約に係る NTT Com ひかり電話利用回線の契約について書面解除 (別冊 (オ

(4) NTT Com ひかり電話サービス(コース 2 に係るものに限ります。)の付加サービスに関する取扱い (略)

(5) 利用料金の適用除外 当社は、NTT Com ひかり電話契約(メニュー 1 に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)の解除があった場合(当社が別に定める場合に限ります。)、その NTT Com ひかり電話契約の利用料金(基本額、ユニバーサルサービス料及び付加機能使用料に限ります。)を適用しません。

(注) 当社が別に定める場合は、その NTT Com ひかり電話契約に係る NTT Com ひかり電話利用回線の契約について書面解除 (別

冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。））に規定するものをいいます。以下同じとします。）があった場合とします。

オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。））に規定するものをいいます。以下同じとします。）があった場合とします。

2 料金額

2-1～2-2(略)

2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
ユニバーサルサービス料	1 契約者回線番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を付与した額)
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ(http://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

2 料金額

2-1～2-2(略)

2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
ユニバーサルサービス料	1 契約者回線番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を付与した額)
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ(https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

第2 通信料～ 通信料別表 (略)

2-4 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
電話リレーサービス料	1 契約者回線番号ごとに	1円(1.1円)
<p>備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト(https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html)に掲載するものとします。)を1円を除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。</p>		

第2 通信料～ 通信料別表 (略)